様式第24号（第33条第１項関係）（表面）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １申請者 | 氏名 |  | 住所 | 〒 |
| （電話　　　　　　　　　　　　） |
| ２就職先の事業所（下記３①の場合のみ記載） | 名称 |  | 事業所番号 |  |
| 所在地 | 〒 |
| （電話　　　　　　　　　　　　） |
| ３職業に就いた日等について記載してください。（記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。） | ①　一の雇用契約の期間が７日以上である場合 |
|  | ア　一週間の所定労働時間　　時間 　分 | イ　雇用年月日　　 年 　月 　日 |
|  | ウ　雇用期間 | （ア）定めなし | 　　　年　月　日まで |
|  |  | （イ）定めあり | （　　　年　　　か月） |
|  | エ　支給対象期間中の就業日数 | 合計　　　　　日 |
| ②　①以外の就業 |
|  | ア　就業先の事業所等 | イ　就業期間 | ウ　就業日数 | エ　就業内容 |
|  | （電話　　　　） |  | 日  |  |
|  | （電話　　　　） |  | 日  |  |
|  | （電話　　　　） |  | 日  |  |
|  | （電話　　　　） |  | 日  |  |
|  |  |  | 合計　　　日  |  |
| 上記２及び３①の記載事実に誤りのないことを証明する。　　　　令和　　年　　月　　日事業主氏名　　（法人のときは名称及び代表者氏名） |
| ４　上記２及び３の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か | ア　離職前事業主であるイ　離職前事業主ではない |
| ５　申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か | ア　雇用の予約があったイ　雇用の予約はない |
| ６　申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の１か月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか | ア　紹介を受けたイ　紹介を受けてない |
|  | 地方公共団体又は職業紹介事業者の名称 | （電話　　　　　　　　　） |  |
| 受給口座 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  | 種　別 | 普通預金 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義（カタカナ） |  |
| 規則第33条第１項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。　　　令和　　年　　月　　日　秋田県市町村総合事務組合管理者　様 |
| ※処理欄 | 支給金額 | 円 | 支給決定年月日 | 令和　　年　　月　　日 |

様式第24号（裏面）

注意事項

１　この申請書は、原則として、前回の失業の証明日から今回の証明日の前日までの期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、求職活動申告書と一緒に受給資格証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の証明を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人または郵送によって申請しても差し支えないこと。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

（注）就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、求職活動申告書裏面注意書き４に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業に就いたこと（※）以外の就業をした場合をいう。

（※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「１年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したこと」をいう。）

この就業手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口に問い合わせること。

２　申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

３　２の「就職先の事業所」欄には、３の①の「一の雇用契約の期間が７日以上である場合」（注）に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。

（注）「一の雇用契約の期間が７日以上である場合」とは、上記１の注意書きに掲げた就業であって、７日以上の期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。

４　事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の証明を受ける必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、２及び３の①欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

５　３の②欄には、３の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。

「ア　就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。

「イ　就業期間」欄には、その就業した日について「ア　就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「５月12日から５月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「５／12～５／15」と記入。「５月１日、５月４日、５月10日」の日ごとに就業した場合は、「５／１、５／４、　５／10」と記入。）。

「ウ　就業日数」欄には、「ア　就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。

「エ　就業内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。

６　この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。

７　４及び５欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。

この場合、４欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50％を超えるもの）である他の事業主のことをいう。この「関連事業主」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口に問い合わせること。

８　６欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の１か月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

９　※印欄には、記載しないこと。